

秋労基発 0830 第 2 号  
令和 4 年 8 月 30 日



一般社団法人 秋田県造園協会 会長 殿

秋田労働局労働基準部長



豪雨災害の復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（要請）

日頃より労働基準行政の推進について、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、8月の悪天候により、秋田県内において広い範囲で記録的な大雨に見舞われ、この影響により数多くの箇所において、洪水災害、土砂災害、浸水災害等が発生するなど、甚大な被害が発生しています。

今後、これらの災害復旧工事が本格化することが見込まれますが、災害復旧工事においては、地山に緩みが生じている可能性がある箇所での土砂崩壊災害、被害を受けた屋根等を含む高所からの墜落・転落災害等の労働災害の発生が懸念されるところです。

つきましては、今後の災害復旧工事にあたり、特に下記の事項にかかる労働災害防止対策について、会員事業場へ周知及び指導いただきますよう要請いたします。

記

- 1 安全な作業方法の確立及び安全衛生活動の実施
  - (1) 工事着手前の事前調査、リスクアセスメントの実施及びその結果に基づく安全な作業方法の決定
  - (2) 労働者に対する安全衛生教育の実施
  - (3) 作業開始前の危険予知（KY）活動の実施
  - (4) 建設現場での労働災害防止のための基本的ルールの遵守
  - (5) 現場責任者による巡視及び点検の確実な実施
- 2 墜落・転落災害の防止
  - (1) 高さ2メートル以上の箇所での足場、作業床の設置。手すり等の設置による墜落防止措置。これらが困難な場合、安全ネットの設置、親綱の設置及び墜落制止用器具の使用の徹底
  - (2) 開口部の養生、危険箇所の表示による立入禁止
  - (3) 足場における「より安全な措置」として、わく組足場の上さん及びわく組足場以外の足場への幅木の設置



- (4) 足場を設置する場合は、「手すり先行工法」を選択し、足場の組立解体時における墜落防止対策の徹底
- (5) はしご、脚立使用時の墜落防止措置の徹底
- (6) 保護帽（ヘルメット）の着用の徹底

### 3 土砂崩壊災害の防止

- (1) 作業箇所、周辺の地山にかかる地質及び地層の状態、含水及び湧水の状態等の十分な事前調査及びその結果に基づく作業計画の作成
- (2) 作業前等における地山の点検の実施
- (3) 掘削工事における土止め支保工の設置等土砂崩壊による災害を防止するための措置の徹底

### 4 建設機械、移動式クレーン等災害の防止

- (1) 作業計画の作成による安全作業の確保と有資格者による運転操作の徹底
- (2) 建設機械等の立入禁止区域の明確化、作業半径内の立入禁止措置の徹底及びやむを得ず立入る際の運転停止の徹底
- (3) 機械との接触及び機械の転落等の防止のための誘導者の配置及び誘導の徹底
- (4) 地盤が緩んでいるなど不安定な場所で作業を行う場合には、鉄板の敷設等による建設機械等の転倒防止措置
- (5) 荷のつり上げ作業時におけるつり荷下への立入禁止措置の徹底

# 災害復旧工事における安全な施工について

## 作業の実施にあたっての注意事項

### ○安全な作業方法の確立、安全衛生活動の実施

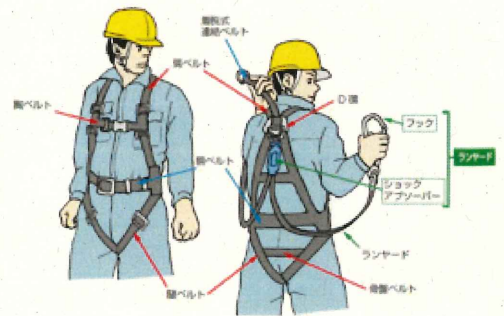
工事着手前の事前調査、リスクアセスメントの実施とその結果に基づく安全な作業方法を決定すること。労働者へ安全衛生教育を実施するとともに、労働災害防止のための基本ルールを遵守させること。現場責任者による巡視を行うこと。

### ○高所での作業を行うときは

高さ2 m以上の箇所での作業においては足場、作業床、手すり等の設置による墜落防止措置を講じること。作業床を設置できない場合は、フルハーネス型墜落制止用器具などを使用すること。

保護帽（ヘルメット）の着用を徹底すること。

はしご、脚立使用時の墜落防止措置を徹底すること。



### ○建設機械、クレーン等を使用するときは

作業計画の作成による安全作業の確保及び有資格者による運転操作の徹底を図ること。建設機械等の立入禁止区域の明確化を図ること。機械の転落等の防止のための誘導者の配置及び誘導の徹底を図ること。

地盤が緩んでいるなど不安定な場所で作業を行う場合には、鉄板の敷設等により建設機械等の転倒防止を図ること。

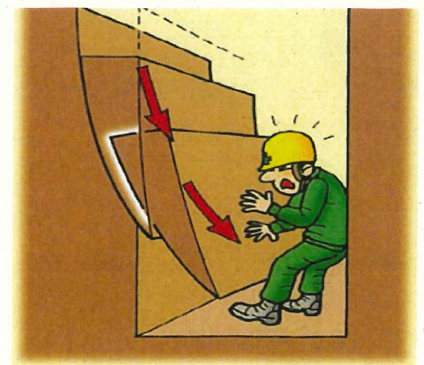


### ○掘削作業を行うときは

地山、地層の状況等を確認し、作業計画を作成すること。

作業開始前に地山の点検を行うこと。

掘削工事における土止め支保工の設置等土砂崩壊による災害防止を図ること。



(2022.8)

